

## 公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、公募（入札）による清涼飲料水等の自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、北九州市財産条例（昭和39年3月31日条例第85号）（以下「条例」という。）及び北九州市公有財産管理規則（昭和39年3月31日規則第61号）（以下「規則」という。）に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

### （対象とする自販機）

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者（個人及び法人）が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

### （貸付の方法及び期間）

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

### （相手方の選定方法）

第4条 財産管理者（規則第3条第2号に規定する各局の長）は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

### （貸付面積）

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

### （貸付料）

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

### （貸付料の納付）

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

### （自販機設置及び撤去に要する費用の負担）

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

- 2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

**（自販機設置の条件等）**

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

**（使用済み容器回収ボックスの設置及び管理）**

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

**（契約の解除）**

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
  - (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
  - (3) 契約事項に違反したとき。
  - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
  - (5) 公序良俗に反するとき。
  - (6) その他設置が適切でないとき。
  - (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。
- 2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。
- 3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

**（途中解約）**

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

**（協議事項）**

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

**（その他）**

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

**付 則**

この要綱は平成26年4月1日から施行する。